

コラム

なぜNPOの法人なの？—きらりの選択

きらりは全世帯加入のNPO法人を選択しました。

地域が持続するためには**経営の視点と知識**が必要であり、**明確なビジョンと住民参加**が求められます。また、活動を支える**多様な財源**の確保と、外部からの支援や**対等な協働**を実践する必要がありました。それでいて活動そのものは営利を目的としないため、法人格のなかでもNPO法人を選びました。

法人化する3つのメリット

1. 社会的な信用を得やすい

法人設立により、主体が明確になるため、各種取引における信用が高まるのはもちろんのこと、政府・自治体の認証を受けたNPO法人ということで組織そのものや活動内容においても信用を得やすくなる。

2. 契約の主体が団体になり、資産の管理や事業を請け負いやすい

団体名義で様々な契約が可能となるため、事務所を借りたり、団体名で物品を購入したりすることができるようになる。

3. 資産を持つことができる

車両、事業用不動産（田畠や山林を取得して、文化活動や保護活動、また、空き家・空き店舗などを取得してサロン活動を行うなど）といった、会の目的に沿った資産を持つことが可能。任意団体のように代表者交代の度に各種資産の名義変更をする必要がないため、円滑に代表者を交代することができる。任意団体の場合、代表者が突然死亡するなどした場合は、その資産は代表者の家族が相続することとなり、団体の資産が消滅してしまう恐れがあるが、法人化しておくことで、団体の資産としてそのまま団体に残すことができる。